

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月28日3健第1753号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「精神障害者福祉法第33条に基づく医療保護入院について法律自体に定める基準以外の実施基準を作成、取得、使用している場合、または第三者に使用させている場合、該当基準の記載文書」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、審査請求人が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った、公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、法律で定められている基準以外の実施基準の作成、取得、使用は行っていないため、本件文書は作成も取得もしておらず、存在しないとして、条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件文書の再精査及び開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和3年9月16日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年9月28日付けで、本件請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年10月4日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年12月21日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 実施機関の監督責任について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第7項の規定により、実施機関は医療保護入院制度の実施に際し医療機関より実施の報告を受けており、これは実施機関が当該制度について監督責任を持つことを意味する。

行政手続法（平成5年法律第88号）の観点から執行対象者に対して制限をかけるような処分においては、その目的によらず実施基準を事前に具体的に示した上での執行が求められるが、法においては指定医の判断、家族の同意といった属人的要件を定めるのみで法律単体では事前性と具体性を欠いている。

実施機関が医療機関からの報告内容を吟味し監督を十分に行っているのであればその判断のために必要な実施基準が存在していないことはあり得ず、必ず存在するはずである。

(2) 本件文書の存否について

医療保護入院は、患者の権利を制限する法的拘束力を持った制度であり、専門的観点からの必要性のみを諮る専門的判断と、社会通念からの妥当性を諮る社会的判断の2つから構成される。後者は法律や社会通念を根拠とするものであるから、実施基準の提示は可能とみなすのが妥当である。

精神医学は体系として専門性は高いものの、基準を設けるにあたっては極めて容易なのである。福岡県精神医療審査会は専門的組織であり、既存の明瞭簡潔な体系を基にした専門的基準を用意することは容易とみなすのが妥当である。

したがって、実施機関が医療保護入院の実施基準を示すに能わないという主張は誤りである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

医療保護入院の必要性の判断に当たっては、指定医の診察結果に基づくことが必須の要件であり、患者の症状は多岐にわたり専門性が高いことから、実施基準を定められるものではないため、本件文書は存在しない。

精神医療審査会においても、入院時の判断と同様、実施基準を定められるものではないため、同審査会における基準も含め文書は存在していない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容

ア 医療保護入院制度について

精神科病院の管理者は、法第5条に規定する統合失調症等の精神疾患を有する者（以下「精神障がい者」という。）を入院させる場合、法第20条の規定により、本人の同意に基づいて入院が行われるよう努めなければならないとされている。

医療及び保護のため入院の必要がある精神障がい者が、やむを得ない事情等により、本人の同意に基づく入院が困難な場合には、①精神保健指定医による診察及び②当該精神障がい者の配偶者又は親権を行う者等（以下「家族等」という。）のいずれかの同意があるときは、法第33条第1項の規定により本人の同意がなくてもその者を入院（医療保護入院）させることができることとされている。

イ 精神保健指定医について

精神保健指定医（以下「指定医」という。）とは、精神科医療における本人の意思によらない入院や、一定の行動制限が必要であるかの判定を行うために、法第18条第1項の規定により、法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する者として、厚生労働大臣から指定を受けた医師である。

指定医は人権上の配慮を要する精神医療上の行為を行うところ、その職務は、措置入院時の判定や精神医療審査会の委員としての診察等の公務員として行うものと、医療保護入院時の判定や応急入院時の判定等の医療従事者として行うものに分けられる。

ウ 医療保護入院中の主な処遇について

医療保護入院制度は、本人の医療と保護のために行われるものであると同時に本人の自由を拘束することになる。そこで、本人の人権に配慮し、医療保護入院の適正さを担保するために、医療保護入院を行った病院管理者は、都道府県知事宛での、法第33条第7項の規定による入院の届出及び法第38条の2第2項において読み替えられる同条第1項の規定による定期報告が義務づけられている。

また、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、法第38条の4の規定により、都道府県知事に対し、退院請求又は処遇改善請求（以下「退院等請求」という。）を行うことができる。

エ 精神医療審査会について

精神医療審査会は、法第12条の規定により設置される機関であり、その委員は、指定医、精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する

者及び法律に関し学識経験を有する者で構成されている。

精神医療審査会は、都道府県知事から、医療保護入院に係る入院の届出、定期報告又は退院等請求について、審査を求められたときは、同審査会委員である指定医による診察や関係者からの意見聴取等の手続を経た後、その結果を都道府県知事に通知しなければならないとされている。

(2) 本件決定の妥当性について

本件決定について実施機関は、医療保護入院の必要性の判断に当たっては、指定医の診察結果に基づくことが必須の要件であり、患者の症状は多岐にわたり専門性が高いことから、本件文書は存在しない旨説明している。

当審査会から実施機関に確認したところ、指定医として指定されるには、①5年の臨床経験のうち3年以上の臨床経験を精神科で積み、②法律等に関する研修を修了し、③指導医と呼ばれる一定の要件を満たした指定医の指導及び確認を受けた5分野5症例以上のケースレポートを提出した上で、④③に関する口頭試問を経て、法第19条の4に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかが審査されることが確認された。

したがって、当該審査を経て指定医として指定された者は、審査請求人が主張する実施基準が制定されていないとしても、法第19条の4に規定する職務を十分遂行可能な高い専門性を有する者であると認められる。

また、当審査会から実施機関に確認したところ、医療保護入院の実施基準に関する厚生労働省からの通達等は発出されておらず、福岡県精神医療審査会においても当該基準は定められていないとのことだった。

以上のことから、本件文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とは言えず、実施機関の行った本件決定は妥当であるものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。